

令和4年度 ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議（第2回） 会議録

日 時	令和4年10月13日（木）午後2時00分から午後3時35分まで
場 所	県庁別館2階第一会議室CD
出席者 職・氏名	<p>委 員（敬称略、五十音順） 岩槻邦男、板井隆彦、岸本年郎、重岡廣男、得居雷太、中村範子、水谷洋一、三宅隆、山田景寛（9名）</p> <p>事務局（県側出席者） 伊藤部参事(自然共生担当)、杉本環境局長、中山自然保護課長、佐々木鳥獣捕獲管理室長、上家富士山・南アルプス保全室長、辰巳自然保護課長代理、小澤班長、池田副班長、綿野主査、萩原主任、藤下主任</p> <p>オブザーバー <庁内代表課> 知事直轄組織総務課 福山副班長、危機管理部危機政策課 小林主事、くらし・環境部企画政策課 弓桁班長、スポーツ・文化・観光部企画政策課 鈴木主事、健康福祉部衛生課 村田専門主査、経済産業部農地計画課 上沼主査、経済産業部森林計画課 深江技監、交通基盤部建設政策課 太田班長、交通基盤部河川企画課 杉山班長、企業局地域整備課 富田班長、教育委員会教育政策課 鈴木主任</p> <p><環境局内関係課> 環境政策課 秋元主査、環境ふれあい課 吉崎班長、廃棄物リサイクル課 内田副班長、生活環境課 植田班長、水資源課 深澤班長、盛土対策課 加藤班長</p>
議 題	ふじのくに生物多様性地域戦略の中間見直し
配布資料	<p>資料1 ふじのくに生物多様性地域戦略 ～5年間の評価～</p> <p>資料2 ふじのくに生物多様性地域戦略の中間見直し2020(案)～5年間の変化～</p> <p>資料3 関係団体への意見聴取</p> <p>資料4 見直しを行う部分</p> <p>資料5 ふじのくに生物多様性地域戦略の体系 2020-2027(案)</p> <p>資料6-1 行政の取組内容の追加(案)① ～新たな取組～</p> <p>資料6-2 行政の取組内容の追加(案)② ～新たな取組～</p> <p>資料7 管理指標（第6章）の見直し(案)</p> <p>資料8-1 報告事項 生物多様性の用語の認知度</p> <p>資料8-2 報告事項 認知度向上に向けた取組</p> <p>資料9 今後のスケジュール</p>

1 会議成立の確認

委員 13 人中 9 人の出席を確認。ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議設置要綱第 5 条第 3 項に基づき、会議成立。

2 審議内容

発言者	発言内容
会長	根本的な問題に対する提起でもいいですし、字句の修正程度の小さい問題でもいいですので、御発言いただきたいと思います。
委員	9月の初めにそちらから資料を送っていただいて、管理指標の進捗状況に関する意見や施策の実施状況に関する意見というものをいただいたんですが、その辺、要は、その絵に描いた餅にしないために何ができるかというのをきちっとやるべきだし、実際に実績としてどんなことをしたのかということが我々としては聞きたいなというふうに思うんですが、その辺についての何の報告もないし、僕が意見として出したものについても、どこにも触れてないので、それについてはどのように考えられているのか聞きたいと思います。
事務局	委員の方々に、令和3年度の取組評価について御照会をさせていただきました。委員の皆様からは様々な意見をいただいております。現在、関係各課において対応案を作成中です。本来でしたら、この第2回会議でお示しをするべきでしたが、時間の都合上、第3回の会議でお示ししたいというふうに考えているところでございます。
委員	私が出した意見は次の会議には全部報告が来るという認識でよろしいでしょうか。
事務局	委員からいただいております、傷病鳥獣保護センターの話などの御意見については、対応案を準備してございますので、次回お示ししたいと思います。
委員	センターの話だけじゃなくて7、8項目、意見として言わせていただいたんですけど、その辺についてきちんとした回答をよろしくお願いいたします。
会長	先ほどのそのスケジュールの説明でそのあたりが十分反映されてなかったと思います。要するに、今日はここまでの説明についての議論をしていただいて、さらに3回目で各部局で調整していただいた分も含めて見直し案というのを作っていただけるという、そういうことなんですね。ですから3回目の時に、今、委員がおっしゃったようなことが議論の対象になるという、そういうふうに理解してよろしいですね。
事務局	今、会長からお話ございましたが、本来でしたら、本会議のはじめに、本日の説明内容と、それに対してどのような意見をいただくかといった内容を整理して御説明すべきだったかと思います。私の方から改めまして説明いたしますと、本日は見直しの骨子案について事務局から御提示をいたしました。そして、この方向性について御意見をいただきたいと思っております。11月に予定しております第3回の本会では、冊子の形にしてですね、素案という形で御提示をしたいと思っております。その際に、委員の皆様からいただきました令和3年度の取組評価に対する意見の対応案も合わせまして、提示したいというふうに考えてございます。
委員	今、課長の方から戦略に、この今お示しいただいた素案の部分を入れ込んでということなんでも、2018年に策定したものの改訂版として、”2022改訂”のようなタイトルがつくというイメージでよろしいということですか

	ね。
事務局	委員のおっしゃる通りです。この計画は10年計画で、長期にわたる計画ですので、中間でのチェックが必要だというふうに思っています。様々な社会情勢の変化がございますので、その情勢を踏まえた対策というものも必要となりますので、計画期間は27年までで変わりませんが、中期で見直し、改訂したいというふうに考えてございます。
会長	そうすると、この10年間の戦略はそこでお蔵入りになった、歴史的な産物になり、新しいものが今後5年間の指針になるという理解してよろしいですか。
事務局	全くこれがゼロであるということではなくてですね、部分的に修正、追記していくというふうに考えてございます。
委員	<p>いくつかあるので前半の資料6-2ぐらいまでのところで、4つばかり意見なり、あるいは質問なり、させていただきます。まず最初の資料2ですけれども、この資料2の一番左端のオレンジのところの基本方向の行動方針2のところに、OECMがあってこれは資料6-2もOECMの文言があったと思います。資料6-1でしたね。これは単にね、OECMというふうに言われたって、私も具体的な例がよくわからないしですね、略をそのまま言ったのでは全くわからないので、やはり略語を後ろの方の資料6-1にはつけてありますけど、内容についてですね、何か説明が付録か何かで説明が必要だと思うんですね。具体的な実施例っていうのはどういうふうになってるのか、私が調べたところではですね、域外保全のようなものですね、絶滅がもう迫っているというような種類について、域外保全をしてですね、元の現地のところに戻すというようなことを目的として捉えるような保護ではないかと思うんですけども、間違っていたら御修正ください。いずれせよ説明が必要だと思います。</p> <p>それから緑のところとオレンジのところ、南アルプスのことが書いてあります。ここで、保全、あるいは調査というふうに行われるのかですね。希少種の保護と、あるいは絶滅危惧種の調査というように、本来、守られるべきは、生物多様性であってまた生態系でありますから南アルプスについてはですね、その希少種の問題よりも全体としての生態系あるいは生物多様性の方が重要であろうと思うので、そういう観点で、保護し、また調べていくというような方針が望まれるんじゃないかというふうに思います。</p> <p>3つ目がですね、これは資料5ですね、資料5の緑のところの行動方針11ですかね11-1のところに、水辺の国勢調査のというのが書いてあります。水辺の環境について調べる水辺の国勢調査っていうのは、国の実施する5河川、というものに合わせて、その国がやらない部分について、調査するという形になっていて、県独自で調査するのは、西部の大田川1河川なんですね。だけど、今までそういうところですねもう少し調べるべきではないかというような河川、重要な河川がいくつかあってですね、例えば、浜名湖に流入する都田川なんていう河川ですね、この川は一体どうなってるんだろうというようなのが、もう久しくわからない状況になっているので、やはり県がですね、やはり独自でその水国、河川水辺の国政調査というのを実施するべきではないかというふうに思いますし、他の伊豆の方の川とかですねそういうのでも、そう。やってほしいなと思うところがございます。それから、これは後に回しますので、もし他の方が意見を言っているいい私は意見を言われたら省</p>

	<p>きますので、とりあえず今のところまでとします。資料6-2以降はまた機会があれば発言させていただきます。</p>
事務局	<p>まず1点目でございます。OECMについてです。解説が足りないといった点についてはその通りだと思います。実際、冊子にした際ですね、この解説については丁寧にお示ししていきたいと思います。30by30とOECMの関係について少し御説明をしたいと思います。まず30by30につきましては、2030年までに、陸域と海域のそれぞれについて30%を保全していこうという国レベルの取組です。法令に基づき自然が守られる区域、例えば国立公園であるとか県立自然公園であるとか、そういった地域が対象となります。また、それとは別に、地域の方々の力で守られている地域も、こういう30%のエリアに入れようじゃないかという日本独自の制度がOECMというものになります。これにつきましては、各団体が国に申請しまして、認められると、それが数字上カウントされるという制度となっております。</p> <p>それから2点目の南アルプスの件でございます。こちらにつきましては指標で絶滅危惧種の数をゼロで維持するであるとか、18種まで希少種の指定を増やすだとか、そうしたことから、全体として生態系を守るという取組を示すべきじゃないかといった御意見だったかと思っております。</p> <p>これについては、おっしゃる通りだと思っておりますので、委員からいただきました意見を踏まえた記載をしてみたいと思います。ただし、生態系や生物多様性の現状を把握するための指標として、こういった指標が必要ということで、管理指標としてお示ししているところでございます。一例を挙げますと、南アルプスでは158ある絶滅危惧種、分類でいいますと県レッドデータブックのIA、IB。そのうち、タカネマンテマなどの高山植物6種について現在希少種指定をしております。昨年度から県は南アルプスの保全に取り組んでおりますけれども、隣接県の山梨、長野県では、本県では指定していない希少種12種を指定しております。指定していない本県では、盗掘のおそれもあると考えられるので、少なくともこの12種について、令和7年度までに希少種指定を進めていきたいというふうに考えております。</p>
河川企画課	<p>河川企画課です。</p> <p>3つ目の水辺の国勢調査の件ですが、委員の御指摘の通り現状では、県内の直轄河川を中心に行っており、県が管理するような中小河川については直轄河川ほどの頻度、内容で行っているという状況ではございません。県の方では、法定計画である河川整備基本方針、河川整備計画の策定に合わせて、自然環境の情報を把握するというところで、環境調査等を行っておりますので、こういうものを基本にしながら実際に河川整備を行っていく中で、状況の変化等があるときには、しっかり調査をしながら対応しているところでございます。</p>
会長	<p>私、河川のこと、特にその静岡県の河川のことをあまり詳しくないわけがよくわかりませんが、はじめの2点に関しては私もうっすら感じてるところがありまして、特に最初の要望に関しましては、委員の中にも、おそらく御存知ない方もいらっしゃるのかもわかりませんので、解説があった方がよかったですと思います。もちろん正式に本になるといいますか、戦略になるときは、一般の人に環境教育として重要なことかと思っておりますので、丁寧に御説明いただきたいと思っております。</p> <p>それから、南アルプスのことに関しては、今、課長からもおっしゃったこと</p>

	<p>なんですけども、これも環境教育での関わりがあると思うんです。絶滅危惧種、私も長い間このことは触れてきましたけども絶滅危惧種に触れるのは、生物多様性の重要さをいかにわかってもらうかということ、生物多様性の中のモデルとして抽出して、こんなに危なくなってるからということを行ったために、ある意味で申し上げてるような部分もあるので、根本は生物多様性全体をいかに詳しく調査するか、具体的によくわかりませんが挙げられた12種が指定されるかされないかということも、南アルプスの12種の動態が十分わかっておればすぐに結論が出ることでわかっていないから指定されていないという側面も多分あるんじゃないかと。これは具体的に調べてきたわけじゃないんでよくわかりませんが。そういうこともありますので、生物多様性で重要なのは生物多様性そのものを包括的に知ることなので、これはこの戦略の設定の中で、それがその基本的に重要であるということ、これを強調していただくということが、環境教育の面にも繋がることだと思いますので、ぜひ、もう重点的に取り組んでいただきたいというふうに私からもお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>河川の水辺の国政調査の件で、もう少しだけコメントしたいんですけども。先ほどお答えいただいてですね河川の水辺の国勢調査と合わせてですね、河川の整備計画の際にも、そういった調査はしているというふうにおっしゃったわけですが、実は河川整備計画のときに調査する範囲というのは、整備を実施する範囲であって、もうここは何も手をつけないよというようなところは調べないっていうのが基本的で、しかもですね調べるのが河川生物ですね魚類とか、あるいは底生動物もありますが、そういう非常に限定的なんで、河川水辺の国勢調査ではいろんな分類群について調べるということになっておりますので、やはりその河川水辺の国勢調査と、整備計画による調査とは、内容が違うんで、やはり私が言ったような、水辺の国勢調査としてやるような2級河川ですね、そういうのをもう少し検討したらどうかということをお願いいたします。</p>
河川企画課	<p>御意見として賜ります。</p>
委員	<p>南アルプスの件について追加で調査研究とも関連するんですけども、県の方で中心となっていて南アルプス学会というですね、研究を推進する組織を作っていただいていますし、ふじのくに地球環境史ミュージアムの方でも、南アルプスの調査研究を推進し、また魅力を普及するという人材を、すでに1名とっていただいて、もう1人今公募中です。そういった南アルプスの調査研究の推進と発信の強化は既にやっていただいているので、せっかくなので新たな取り組みとして書いていただいたらいいかなと思いました。</p>
会長	<p>そういう具体的に進んでることがあればぜひ記載を。</p>
事務局	<p>委員から御説明のありました南アルプス学会についてです。こちらにつきましては今年の2月に今説明いただいた委員や、会長にはふじのくに地球環境史ミュージアムの佐藤館長に就任していただき、県内、隣接の山梨県、長野県の多様な専門分野の研究者の方に委員になっていただき、南アルプス研究</p>

	<p>の推進を目的に、南アルプスの研究をどう進めて行くかを検討する取り組みを開始しました。南アルプスの研究は、アクセスが悪いこともあり進んでいませんが、南アルプスにはまだまだ未知の部分がございますので、若手研究者の方に研究を進めていただくことにより、今お話のありました生態系の話についても、このような取組を通じ全体を把握していきたいと考えております。</p> <p>また、県では、昨年から南アルプスにおいて調査を始めており、昨年は昆虫調査を行い、今年も場所を変え、調査を行っています。来年度以降も調査を進めていく予定ですので、南アルプスは、広範囲にわたるところですので、すぐに全部が分かるわけではございませんが、全体を少しでも把握できるような取り組みを進めていきたいと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。南アルプスはもうおっしゃる通り静岡だけの話ではありませんので、静岡の戦略の中に入り、他府県の方々も南アルプスに興味を持たれる世界中の方と協力するというぐらいオーバーになってもいいかと思えます。そういう方と協力して研究を推進するという、そういう筋書きにさせていただければ、いいんじゃないかと思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>私もいくつか申し上げたいことがあります。生物多様性という視点で、例えば企業のESGがありますが、そうした視点を静岡県が行う生物多様性戦略に入れたらどうでしょうか。そのほうが生物多様性を取り扱うことに重みがあるのでのではないかと思います。昨日、生物多様性について高校授業をやったのですが、1年生に生物多様性について知っているか聞いたら、ほとんどの学生が知らなかったです。恥ずかしいから言わなかったのかもしれませんが、いずれにしても浸透してないってことは大学生においても同じ感じを受けました。それっていったいなぜ、そうなるか考えなくちゃいけないと思います。私は都市というか市街地に住んでいる人たちに生活と生物多様性について考えてもらいたいと思います。この人たちが自分の住んでいる住環境と生物多様性の間をどういうふう論じてですね、またそこを認識させていくかということがない限り、どっか遠くの話として聞こえてしまうのではないのでしょうか。また、もう1つ申し上げたいと思います。</p> <p>資料6-1ですけど、ここの一番右下の7-2のここの文言に、森の土壌から川を通じて海へ流れる栄養物質が海の生態系の保全に寄与するという事書いてあります。これは、いわゆる森の持っているミネラルが海の生態系に関係するという考えでよろしいですよ。もしさらに、これに付け加えるとしたら、家庭とか企業等含めて出る窒素とかリン酸は富栄養化問題につながるということも付け加えていただければいいのかなと思います。この問題もかなり海に問題を起こしていますので、できれば付け加えていただければいいかなと思います。</p> <p>また、放置竹林の問題は生物多様性、住環境の問題と関連していますので、ここをどういう形にして県民の方たちに意識、理解してもらおうかっていうことをやらなくちゃいけないと思っています。御存知のように今回の台風15号においても、崩れたのはほとんど竹林です。そして災害も起きている。竹林は、人が住んでいる場所と隣接しています。ここに大型動物がどんどん出る時代になっています。大型動物、一番の問題何かっていうと、農作物の被害もありますけども、やっぱりマダニの問題が非常に大きいです。SFTSの問題にしても、日本紅斑熱の問題にしても、人命が危ないところまできて</p>

	<p>いますので、この問題、をどう対処するかということだと思います。この問題を県民の方たちに御理解いただいて、そしてまた県民とともに、対策を練っていくということが非常に大事だということじゃないかなというふうに思っております。</p> <p>それからですね、資料6-2のところに12-1 海岸の保全というところがあります。私もこのプラスチックごみに関しては小学生等にも話しておりますが、プラスチックごみっていうとすぐに、海の清掃活動というところに視点が落ちちゃうんですけども、本当にそうですかってことです。私達が住んでいるところに非常に多いですね、やはりここにポイ捨てをしないようにしようという活動もあっていいのではないかと思います。これからは、海の活動に加えて自分たちが住んでいる場所におけるプラスチックの清掃活動も検討してもらいたいと思います。</p>
事務局	<p>まず1点目。2つぐらい御意見いただいたかなと思います。まず認知度の向上の件です。委員からも認知度の階層別、年齢別の割合がどうなってるかという御意見を賜っているところです。分析してみますと、全体の中で20代以下が認知度が高いという結果が出てます。それをもう少し掘り下げてみると、学校教育の中で生物多様性という言葉が出てきて、認知度の向上につながっているというふうに理解しております。ただ委員おっしゃるように、必ずしもそれが全世代には行き渡ってるわけではないものですから、認知度を高めるような、年代に合わせた取組が必要というふうに理解しております。</p> <p>それから、ESGについてでございますが、環境意識が高い企業は、ますますESG投資として注目されると思われまます。そこについて、我々として何ができるのか、関連部局と調整し、計画にどこまで書き込めるのか、調整してまいりたいと思います。</p> <p>それから2点目です。富栄養化の問題。単にミネラルの問題だけでなく、何が追記できるか、検討してまいりたいと思います。</p> <p>それから3つ目の竹林の拡大によって獣が増え、結果としてマダニの蔓延をさせてしまうというようなお話だったかなと思います。私どももシカの生息調査をしておりますけれども、捕っても捕ってもなかなか減らない状況でございます。その原因の1つとしては、中山間地域から人が減り、また森林も管理されなくなったということから、放置竹林が拡大しております。竹も昔ほど使われなくなったことから、そういったものも相まってですね、竹林が拡大し、獣にとって生息しやすい環境が増えているのだと思います。獣に付くマダニの話に限らずヒルの話もよくお聞きします。竹林は伐ってもまた生えてくることから対策は難しい状況であります。森林部局におきまして、森林（もり）づくり県民税を使って、竹林の整備を年間数百ヘクタール実施している実績もございます。こういった事業を使いながら、放置竹林の拡大というのは防ぐことができるというふうに考えてございます。記載については検討させていただきたいと思います。</p>
廃棄物リサイクル課	<p>廃棄物リサイクル課です。</p> <p>プラスチックごみの関係でございますが、今、御指摘のありましたとおり、街中でのプラスチックのポイ捨てが水路などを通して海に流れ込むということも、私どもの方で展開しております海洋プラスチックごみ6R県民運動でも触れさせていただいてるところです。森・川・海等の清掃活動の助成につきましても、街中での清掃も助成の対象にしております。今後も積極的に街</p>

	<p>中での清掃を啓発してまいりたいと考えております。また、ごみ拾いSNSピリカにつきまして、美しく豊かな静岡の海を未来につなぐ会さんの方で静岡県版の見える化ページというものを7月から運用開始されたところです。今、ごみ拾いSNSピリカを使ってごみを拾い、ハッシュタグをつけて投稿していただくようなキャンペーンなども行っているところでして、これを通して街中でのごみ拾いも啓発を進めてまいりたいと考えております。</p>
会長	<p>ウェブで参加されている委員の方々からの御意見もありますでしょうか。</p>
委員	<p>委員の、県民の1人1人までもが生物多様性について考えていく必要があるっていうことは、とても大切な御意見かなというふうに私自身も強く思っているところで、研究される方、それから学者の先生方の御意見もとても大切だと思いますけれども、県民1人1人がもっともっと生物多様性に関心を持つていくことが大切なのかなと。</p> <p>例えば先ほどお話がありましたプラスチックごみですけれども、もちろんポイ捨てはいけませんけれども、例えば生協連ですと、少しでもプラスチックごみを減らしていくということで、ペットボトルのラベルをなくしていくと、少しずつ企業的なところでも努力をしておりますので、県民だけでなく企業とも連携しながら、プラスチックごみ等の削減に取り組んでいけたらなと思います。</p> <p>それから環境教育についてなんですけれども、いろいろなイベントだったりとか講演会であったりしているんですけれども、もう少し私たち1人1人の県民の近くで、例えば出前学習であるとか、何かそのようなものをもっと近くでわざわざ出向いて行かなくてもウェブのところでの参加ができなくても、近所での集まりみたいな形で、学習が出来ていくと、もっといろいろな世代の方にも生物多様性について御理解いただきやすいのかなというふうに感じました。</p> <p>また、農水省から「みどりの食糧システム戦略」っていうのが出ておりまして、土壌環境とかあるいはCO2を出さないとか、出す量を減らすとかそういうような取り組みが農業の方でもされていまして、いろいろな生物に良い環境をもたらすのではないかなと思いますので、ぜひ農地の保全について土壌の保全についてもみんなで考えていくことができたらなと思います。</p>
事務局	<p>1点目でございます。生物多様性、県民1人1人がやはり理解することが大事だということと、県民、それから企業をそれぞれの立場で、もしくはそれぞれの年代別で理解できるような取組が必要だという御意見いただいたかと思えます。</p> <p>2番目とも関連してお話をしたいと思えます。先ほど、資料8-2の方で御説明いたしましたが、生物多様性を御理解いただくために、生物多様性地域戦略のシンポジウムと題しまして、南アルプスを未来につなぐ会のイベントをYoutubeなどで情報発信してございます。そこには高校生も参加していただきまして、同世代の方々に向けて取組を紹介することで、生物多様性の理解が深まるのではないかというふうに考えているところです。それから南アルプスユースチューブカレッジということで、様々なその道の専門家の方々に御講義をいただいております。そういった講義を通じまして、生物多様性というものの理解を深めて頂きたいというふうに考えております。今年度6%ほど上がりましたけれども、認知度が26%ということでまだまだ低い状況でございます。今いただきました意見を踏まえまして、階層別、年齢別というこ</p>

	とも考え、取り組んでいきたいと思います。
農地計画課	農地局農地計画課です。先ほど御意見をいただきましたみどりの食料システム戦略につきましては、同じの部にあります、農業局の担当になっておりますので、そちらの方と相談させていただいて、御意見を承りたいと思います。
委員	今後5年間の地域戦略を策定するというので、今まで5年間どんなことをしたか、その上に立って、今後の5年を計画に入れるわけですけど、いろいろなところで、例えば南アルプスについても、外来生物についてもすぐ調査研究という言葉がいっぱい入ってくるんですが、実際にどのぐらい調査研究したんだという、僕ははっきり言って南アルプスとほんの一部で、例えばリニアの開発地域を含めたその県としての調査結果で自分たちがどのぐらいそのデータを持っているかということが、いろんなふうに発信するときに必要であって、そのデータを県がほとんど持ってないんじゃないかと。外来生物についても、調査っていうかも10年ぐらい何もされてないし県内にどんな動物がどれくらいいるのかというようなものも、県としては独自の調査はされてないし、口では調査研究してというのはいいんですけど、やっぱり実際にどれくらい実施できるかということがこれから非常に大事なので、この調査研究という言葉は、ただ単に書くだけではなくて実施するというを前提に考えないと意味がないのではないかなと思うんですがいかがでしょうか。
事務局	御意見ありがとうございます。少し耳の痛い話なんですけど、委員がおっしゃる通りで、県としましても十分できているというふうには認識してございません。外来生物につきましては特に把握しきれてない状況です。シカは県内260か所ほど調査地点を設けて、毎年、糞粒法調査をやってございます。あと、カワウですね。定期的に調査を行っております。今いただきました意見を踏まえ、肝に銘じてしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えてございます。
事務局	外来植物についてですが、富士山につきましては、平成25年から場所を変えながら、経過が分かるような形で調査を実施しており、ある程度経年変化でどうなっているかというデータが蓄積されつつあります。今年度も、富士山の頂上まで100mおきに調査を行い、外来植物の侵入状況などを把握しています。 浜名湖につきましても、今年から同様に外来植物の調査を県として行っております。こちらにつきましても、まずは人の入り込みがある所を中心に現況把握に努めております。現段階では、県全域では難しいですが、このような取り組みを進めております。また、南アルプスの研究においては、データベース化が必要ではないかということで、先ほど御説明しました南アルプス学会において、今後、研究のデータベース化を行っていかうと考えております。
会長	どうもありがとうございます。 研究ということだと、私も一言発言させていただきたいんですけど、委員おっしゃる通り、確かに行政はそういうその研究調査が必要だと言いつつ何もしないじゃないかというのはよく言われることなんですけども、行政は元来、研究調査をする機関ではないんですよね。 むしろ研究調査の重要性を知っていただいて、それをプロモートしていただくのが行政だというのが正しい言い方ではないかなと思います。静岡県の場合

	<p>はその意味では、私は他の県よりは進んでいて、例えばミュージアムが新しく、といってもだいぶ古くなりましたけれども、研究調査ができる体制が整うとか、富士山のセンターでそういうことが進められているとか、今伺いますと南アルプスの研究がオーガナイズされているとか、そういうことが行政の助けによって作られているというのは、私は前向きの姿勢だと思うんですよね。大切なのは、研究者がそれに向かってどう奮起するか。</p> <p>それと日本の場合はですね、欧米と比べますと、伝統的に研究調査に一般人が関わるといことが、これはすごい強い力なんですよね。私はノンプロフェッショナルナチュラルリストという言い方で言わせていただくんですけど、研究者以上に優れた地域の動植物の動態に詳しい方というのは、もういろんなところにいらっしゃるんですよね。静岡県でそういう層がどれぐらいいらっしゃるのかというのは、私よく知りませんがね。そういう方々の知識というのが、日本の場合には生物多様性を調査研究する上にすごい力になっているということを私が非常に強く認識してますのでその意味では、そういう方を育てるような、プッシュするようなことを行政の方が力を入れていただくというのも、非常に大きい力になる。行政自身が調査をなさいというそれは私は無理なわけだとやっぱり思いますよね。そのあたりは仕分けをする。もちろん行政に関わってらっしゃる方がノンプロフェッショナルという人になってくださるのが非常に良い事で、現にこれまでそういう方もたくさんいらっしゃいましたけど、それは立場が、趣味として本職以外の仕事としてやることだというふうに思います。</p> <p>少し余分なことを申し上げましたけれども、だからそういう姿勢が、調査研究ということに対してもこの戦略の中に入ってくるのが望ましいんじゃないかというふうに思うんです。もう、私はあまり発言しない方がいいかもしれませんけれども。他の委員の方どうぞ御発言をお願いします。</p>
委員	<p>先ほど言い残したことでよろしいでしょうか。</p> <p>先ほどOECMの話で御説明があったところなんですけども、陸域と、それから海域ですかね30%ずつ地域を保護するという方針が政府にあると、それに乗ったような形で静岡県も取り組んでいくということなんですけど、それに関してですね、例えば資料6-2でですね、特徴的な地域の環境を重点的に守るといいうのがあってですね、4つの項目が挙げられています。</p> <p>だから静岡県にはですね、これも大分前の地域戦略の会議で申し上げたことなんですけれども、静岡県には今、守りたい自然っていうのがですね、選定されていて、10か所なんですけれども、何て言いますかね元になるデータが、地域戦略の冊子の一番後ろについてるんですけれども、ところでなぜ10か所になったかという、公的な保護の網がかかっているところは選ばないという、そういうルールが適用されたからなんです。それを取っ払ってですね、中から、今守りたいというふうに思っているところ、例えば、大井川の源流域ですね、このリストの中に入ってる大井川源流域っていうのは、実は大井川の支流の寸又川の源流域っていう意味で使われてるんです。そこは環境省の原生自然環境保全地域になってるんですけれども、今我々が守りたいと思ってるのは、もっと上流の東俣西俣という源流域の自然のことなんです。そこはリストには入ってないんですけれども、そういった選定のし直しをして、今守りたい自然という仕組みをですね、これからも続けていったらどうかというのが私の提案なんです。せっかく陸30%海30%という、そういうの</p>

	<p>に適応させるためにですね、もう少し楽な手があるのではないかというふうに思って発言させていただいた次第です。</p>
事務局	<p>OECMの件について御意見いただいたかと思えます。今現在日本で、陸域で20.5%、海域で13.3%保全されてるということが国から発表されております。これを今後30%までそれぞれ引き上げていくというのが30by30の考え方でございます。2030年度までに30%するというので、30by30というふうに呼んでございます。今、委員から御意見いただきました大井川源流域、寸又川の源流域については、委員からも御説明ございましたけども、原生自然環境保全地域ということで、法的に守られている地域でございます。開発とか、そういったものの規制がかかっている地域でございます。当時、選定された、今守りたい大切な自然10か所に、こうした法的に守られた地域も追加したらどうかという御意見ですけれども、ここについては、当時の考えもあると思えますので、事務局で検討させていただき、またお諮りするということで、最終的な対応を決めてまいりたいと思えます。</p>
委員	<p>私、専門は環境経済学でして、一応「環境」とはついてるんですが経済学分野というところで皆さんとは少し学問的・専門的なスタンスが違うんですけども、資料を見させていただいて、毎回感じるんですけども、2つのことがよく見えてきません。1つはですね、担い手ですね。行政のいろんな取り組みに参加する人っていうのは、ある程度、集約されてるんですけども、それ以外にですね、以前、確か経団連の生物多様性に関わる役員の方もこの会議に入ってらっしゃったことがあったと思うんですが、その方が「生物多様性民間参画ガイドライン」のことについてお話しになったことがあると思うんですけども、例えばそういうふうに企業さんとかですね、行政の政策に参加するだけではなくてですね、自立的にというか、自発的にそういう取り組みをなさっているっていう主体があれば、ちゃんとそれも主な保全主体なので、フォローしていくというか、計画の中でも位置付けていく必要があるんじゃないかっていうことが1点。</p> <p>もう1つはですね、生物多様性を破壊しているのは何かっていうと、ある意味での表現の仕方をすると、市場経済、市場経済活動なんですけれども、それと対抗していきながら生物多様性を保全していかなきゃいけないんですけども、いろんな政策をするための資金っていうか、そういうものが見えてこない。あるいは市場経済圧力に対して対抗する力という意味も含めた資金ですね。これをどういうふうに考えてるのか。もう10年以上前になってしまったんですが、「生態系と生物多様性の経済学（TEEB）」っていうのがありましたよね。この中では生態系サービスを貨幣評価したり、あるいは「生態系サービスに対する支払い」という概念を打ち出してきて、保全戦略に必要な資金的な問題についても、触れていたと思うんですが、本県の戦略はそういうところは、「ない」ので、どういうふうに捉えられてるのかっていうこと。</p> <p>最後にもう1点追加させていただきますが、国の国家戦略の策定が遅れていますよね。今年度末っていうことなんですけど、この中で何か新たな基軸みたいなものが盛り込まれていくというものがあるのか。なぜかという本県の場合、中間見直しということもあって、新たな基軸的なものはなさそうなんです、国の場合の国家戦略が抜本的に見直されるときに、新たな対策とか取り組みの基軸みたいなものが、盛り込まれていく兆候があるのかということ</p>

	<p>す。もしそうならば、県戦略の中間見直しにおいてもそれを考慮しなければならないのではと思います。以上3点、御質問とか御意見とか言わせていただきました。</p>
事務局	<p>御意見どうもありがとうございます。</p> <p>1点目、この生物多様性を保全していく担い手をどうしていくのかと言った点だと思います。この計画につきましても、計画書の中で、県がやること、それから事業者がやること、県民がやることというふうに位置づけがなされております。役割について御意見いただきましたので、しっかりと位置づけをしてまいりたいというふうに考えているところです。</p> <p>それで2点目、生態系サービスについてということで御意見をいただいたかと思っております。こちらについてはですね、事務局の方で今一度、御意見の趣旨を確認をいたしまして、計画に盛り込めるように調整をしてまいりたいと考えております。</p> <p>それから3つ目、国の戦略の方向性を踏まえて、県計画を策定すべきではないかといった御意見だったかと思っております。資料9の右側のオレンジ色の部分が国の生物多様性国家戦略の策定スケジュールになります。スケジュールを見ますと、12月にCOP15がカナダで開催され、ここで条約が結ばれる見込みですが、現在の国際情勢を考えますと、本当に締結されるのか不透明なところもございます。環境省では、それを踏まえた策定がなされ、最終的には3月に国の戦略が出てくるわけですけれども、私ども国の国家戦略に基づいて県の計画を策定すべきだと思っております。今、委員からも御意見をいただきましたので、スケジュールの見直しというところも考えていかなければいけないのかなと、改めて思ったところでございます。</p>
委員	<p>この計画を策定して以降に重要視されるようになってきた大きな問題の1つとして、海水温の上昇と関連するような水産資源の減少や、獲れるものが変わってくるような問題があって、これをどこまで入れ込めるかってのは別なんですけれども、一方で静岡県が施策としてやりたいこととして、今ガストロノミーツーリズムというのがあって、それは静岡県が非常に多種、多様な食材に恵まれていて、そしてそういう美味しい料理を、全国各地もしくは世界から食べに来てもらいたい。その背景には、豊かな生物多様性がある。そういったことはこれまでの戦略には描かれていないので、可能であればそういったところを書き込む。生物たちの恵みとしての、エコツーリズムもあるんですけどもそのツーリズムとして食べ物さえも生物多様性の恵みであるということを出していけないかなというのがアイデアとして考えました。行動指針6に歴史文化の継承があって、もしかするとそこに位置づけられるところかもしれないと思ったりもしています。一方でやっぱり持続可能な漁業や農業を行う上で温暖化の問題っていうのは非常に大きい所です。必ずしも入れ込んでくださいという話ではないんですが、非常に大きな問題となっているところは5年間の変化の大きなところかなと思っていますので、御検討いただければと思います。</p>
会長	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>非常に重要なポイントだと思うんですけども、後期の5年間の計画に転換する上で、今まで議論全然出てこなかったんですけども、コロナがどう影響してきたかということも非常に大きいことなんですよね。この計画を策定したときにはコロナは全然想定していなかった。これは病気ですけれども、この</p>

	<p>影響は人の行き来がなくなったということ、集会ができなかったということだと思っんですけども、それがこの5年間の計画のその進め方にどれだけ影響してきて静岡県の生物多様性にどういう影響をもたらしているかということが1つですよ。</p> <p>それから、もう1つは今、委員の御指摘になったことも関係するんですけども、5年間の間でわかってきたことが、これからの5年間にどのように反映するかということで、水産資源の問題というのはたしかに、細かい分析ができ始めた頃なので、これからの5年間にすぐにどう生かすかということではできないかもしれませんが、問題提起をする必要は本当にあると思っんですけども、それは同じことが、5年前、これを策定したときにプラスチックごみの問題はすでに一部の人には言われていたんですけども、今ほどのその重大な問題だと認識するだけのデータがまだなかったので、それで十分取り込めてなかったんですけども、その後、5年間の間にプラスチックごみに対する影響の大きさというのを我々嫌というほど知らされ、その間に先ほど海岸のごみ掃除だけが話題になるとおっしゃいましたけど、やっぱりそれが話題になったことが人々にプラスチックごみの重要性を知らせることに通じてきたと思っんですけども、そういうことを踏まえて、今我々が海岸のごみ拾いをするだけでは片付かない問題だということ認識し始めたときに、それで静岡県はどうするのかというスタンスでこれからの5年間に、そのプラスチックごみに対する対応を生かしていただくということが、非常に大切なポイントの1つだと思っるので、海洋資源の問題はその意味では、具体的に何をやるかっていうことは今おそらく立案はできないと思っんですけども、問題の重要性はこの戦略の中にぜひ取り上げていただければ問題じゃないかと思っます。</p> <p>だいたい時間が近づいてきましたが、どうしても今日発言しておかないといけないようなことが、まだ御発言なされてない方も含めて、ありますでしょうか。</p>
委員	<p>コロナの影響として、やはりいろんな活動ができなくなったという反面に、この会議もそうですけど、ウェブを活用した情報発信というのが非常に推進されたところがあると思っますので、それをむしろその環境教育とかに積極的にこれから活用していくとか、既にYouTubeの配信とかされてますけれども、そういったことも、アイデアとしてはマイナスじゃなかった側面としてはあるかなというふうにお思っますので、検討していただければと思っます。</p>
事務局	<p>会長、それから委員からいただいた意見も踏まえまして、計画の中に記載をしまいたいと思っます。</p>
会長	<p>特に今日発言したいという御意向がなければ、おおよその時間を使っますので、今日はこれぐらいで締めにさせていただきます。気がつかれることがあれば、これからの策定に向けて事務局の方へ御意見をお寄せいただければ参考にしていただければと思っます。それではマイクを事務局の方に返させていただきます。御協力ありがとうございました。</p>